



矢口 イチ

答えは

A ①10万円超

個人の方が、金融機関等で10万円を超える現金振込を行う場合、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯罪収益移転防止法)に基づき、運転免許証や健康保険証等の提示による本人確認のほか、職業、取引目的についても窓口等で申告する必要があります。なお、口座開設等の取引開始時や200万円を超える大口現金取引などを行う場合も同様です。

高知県金融広報委員会では、みなさんの企画した講演会、講習会、勉強会にお邪魔して講師を務める「金融広報アドバイザー」を無料で派遣しています。「家計簿のつけ方を勉強したい」、「最近の金融トラブルについて詳しく話を聞きたい」など、くらしに関係のある金融情報について勉強したいと思われたら、以下の先までお問い合わせください。

高知県金融広報委員会事務局(日本銀行高知支店総務課内) TEL:088-822-0114

消費生活センター便り

いつの間に?子どものオンラインゲームのトラブルに注意!!

「クレジットカード会社から身に覚えのない高額な請求が届き驚いた。確認すると、子どもが勝手に親のクレジットカードを持ち出し、オンラインゲームのアイテムを購入していたことが分かった」等の子どものオンラインゲームに関する相談が増えています。



寄せられた相談を見ると、子どもはお金を使っている認識がないまま、クレジット決済の手続きを行っています。また、クレジットカード情報が登録されているスマートフォンなどを、親がそのまま子どもに渡して使用させるなど、大人が機器やオンラインゲームの仕組みを把握していない場合も見られます。

トラブルを防ぐため、スマートフォンや子どもが利用しているゲーム機、ゲームの内容(有料か、無料か)、課金の仕組みについて、親子で再度確認しましょう。また、クレジットカードについては、カード番号を入力するだけで買い物ができ、料金が発生することを子どもにきちんと伝えましょう。その上で、クレジットカードやその情報を登録しているサイトID等の管理には細心の注意を払いましょう。

もし、トラブルにあった場合は、消費生活センターまでご相談ください。

くまっちちゃんの消費者教育って何?②

「消費者市民社会」をめざして、消費者教育を行っていきらしいんだけど、「消費者市民社会」ってどういうものなの?



一人一人の消費者が、自分だけでなく、周りの人々や将来生まれる人々の状況、自分の国や外国の社会経済の情勢、地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会のことだよ。

消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター

〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソール」2階
ホームページ
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>

☎088-824-0999

相談受付 日~金 9:00~16:45

休所日 土・祝日・12/29~1/3

※日曜日も相談を受け付けています。

